

改正

平成19年12月6日細則第8号  
平成20年11月14日細則第15号  
平成21年10月13日細則第14号  
平成25年12月20日細則第22号  
平成27年5月26日細則第9号  
令和4年9月6日細則第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書（平成16年独立行政法人環境再生保全機構規程第1号）第23条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が民間環境保全活動の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。  
(助成活動)

第2条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切な活動であって、次に掲げるものとする。

(1) 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民又は民間団体（以下「開発途上地域の住民等」という。）の需要に応じて行われ、かつ、次のいずれかに該当するもの

イ 開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等の参加を得て行う事業の実施

ロ 開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供

ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催

(2) 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民等の需要に応じて行われ、かつ、前号イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

(3) 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、次のいずれかに該当するもの

イ 広範な国民の参加を得て行われる緑化事業、再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する事業の実施

ロ 広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及

ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資する調査研究

2 助成活動は、国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される公害防止等のためのプラントの導入、投下資金の回収が期待される事業その他の民間団体が担うにふさわしくない内容のものでないこととする。

3 助成金は、政府による他の補助金・助成金・委託費（以下「政府による他の補助金等」という。）と重複して受けることはできない。

(助成の対象となる経費等)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる項目に該当するものとし、助成金の額は、定額とする。

(1) 謝金・賃金

(2) 旅費

(3) 物品・資材購入費

(4) 建築物の工事費（用地費を含む。）

(5) 借損料・役務費

(6) 事務管理費（通信・運搬費、事務用品費等）

2 前項第1号に規定する賃金のうち常勤職員で対象となるものについては別に定める。

3 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（助成金交付要望書の提出）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、地球環境基金助成金交付要望書を独立行政法人環境再生保全機構理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

（助成活動等の内定及び通知）

第5条 理事長は、前条の要望書を受理したときは、当該要望に係る事項を審査の上、助成しようとする活動及び交付しようとする助成金の額を内定し、地球環境基金助成金交付内定通知書により、当該要望書を提出した者に通知するものとする。

（助成活動等の内定の取消し）

第5条の2 理事長は、前条の内定を行った団体の活動について第16条第1項各号に該当する事実があると認めるときは、その内定を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の場合、地球環境基金助成金交付内定取消し通知書により、助成内定者に通知するものとする。

（助成金交付申請書の提出等）

第6条 前条の規定による内定の通知を受けた者（以下「助成内定者」という。）は、これを受諾した場合には、地球環境基金助成金交付申請書を理事長の定める期間内に理事長に提出しなければならない。

2 助成内定者は、当該助成活動について政府による他の補助金等を利用する場合及び第5条の規定により内定の通知を受けた後助成活動が実行できない場合は、地球環境基金助成金交付辞退届を理事長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の決定をし、地球環境基金助成金交付決定通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、理事長が定める期間内に、地球環境基金助成金交付申請取下げ書を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成活動の変更の承認）

第9条 助成対象者は、助成活動の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、地球環境基金助成活動計画変更承認通知書により助成対象者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（計画の中止又は廃止の承認）

第10条 助成対象者は、助成活動を全部若しくは一部中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書を受理した場合におい

て、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、次により助成対象者に通知するものとする。

(1) 助成活動を一部中止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書

(2) 助成活動を全部中止又は廃止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書。ただし、この規定による通知を行ったときは、第15条の規定による交付すべき助成金はないとする確定を行ったものとする。

(事業遅延の報告)

第11条 助成対象者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の支払区分)

第12条 助成金は、精算払又は概算払の方法により支払うものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

第13条 助成対象者は、助成金の支払を申請する場合には、地球環境基金助成金支払申請書を理事長が定める期間内に理事長に提出しなければならない。

(助成活動実績報告書の提出)

第14条 助成対象者は、助成活動を完了したとき(第10条第2項の規定により助成活動の一部の中止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地球環境基金助成活動実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合には、これを審査し、その報告に係る助成活動の実施成果が助成金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認を受けたときは、その内容を含む。以下同じ。)及びこれに附した条件に適合すると認めるときには、交付すべき助成金の額を確定し、地球環境基金助成金の額を確定通知書により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第16条 理事長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合

(2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(3) 助成活動の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(4) 助成活動について、第2条第3項の規定に反し政府による他の補助金等と重複して助成を受けていたと認められる場合

(5) 助成対象者が第19条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

(6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、地球環境基金助成金交付決定取消し通知書により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 助成対象者は、第15条の規定により助成金の額が確定した場合において、既に当該確定した助成金の額を超える助成金の支払を受けているときは、当該超過額を理事長が指定する期限までに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第18条 助成対象者は、前条の規定による助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。返還期限内に納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につ

き年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

- 3 理事長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(調査等)

第19条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は機構の職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

- 3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金の額の確定後の監査等)

第20条 助成対象者は、第15条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた時から7年間は、当該助成活動に係る帳簿書類等を保存しておかななければならない。

- 2 第16条から前条までの規定は、前項の期間についても適用があるものとする。

(手続様式及びオンライン手続)

第20条の2 4条から第10条まで及び第13条から第16条までに規定する手続は、地球環境基金部長が別に定める様式により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その手続は、地球環境基金助成金申請システムにより行うことができるものとする。

(適用除外)

第21条 助成対象者が外国に主たる事務所を有する者である場合又は外国の法令若しくは慣習その他やむを得ない事情により、この要綱の規定により難しいと認められる場合には、理事長の定めるところにより、この要綱の規定の一部を適用しないことができる。

(実施に関し必要な事項)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月6日細則第8号)

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。

附 則 (平成20年11月14日細則第15号)

この細則は、平成20年11月14日から施行する。

附 則 (平成21年10月13日細則第14号)

この要綱は、平成21年10月13日から施行し、改正後の規定は、同年7月2日より適用する。

附 則 (平成25年12月20日細則第22号)

この細則は、平成25年12月20日から施行する。

附 則 (平成27年5月26日細則第9号)

この細則は、平成27年5月26日から施行し、この細則による改正後の地球環境基金助成金交付要綱の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月6日細則第11号)

この細則は、令和4年9月30日から施行する。